○国土交通省告示第二百五十七号

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示を次のとおり定める。

平成二十四年三月十四日

国土交通大臣　前田　武志

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示

（ノンステップバスの基準）

第一条　移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年総務省・国土交通省・国家公安委員会告示第一号。以下「基本方針」という。）一2⑵②において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一　バス車両の構造及び設備が移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準に適合するものであること。

二　乗降口から車いすを固定することができる設備までの通路に段がないこと。

（リフト付きバスの基準）

第二条　基本方針一2⑵②において移動等円滑化の目標が定められているリフト付きバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。

一　バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するものであること。

二　公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けていること。

三　車いすを使用したまま円滑に乗降するためのスロープ板その他の傾斜路を設ける設備を備えていること。

（バリアフリー性能の優れたユニバーサルデザインタクシーの認定）

第三条　基本方針一2⑵③において移動等円滑化の目標が定められている福祉タクシーのうち、高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものを認定するものとする。

2　前項の認定の対象とする自動車は、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準に適合するものとする。

3　第一項の認定に関する手続、基準その他必要な事項は、別に定めるところによる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中地川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

京都府宮津市字島陰

小字ウシガ谷　一四番二から一四番四まで

一五番

小字アシ谷口　一六番一から一六番四まで

小字アシ谷　一七番一及び一七番二

一八番一及び一八番二

一九番

小字オタラ　二一番

小字石サガ　二二番一から二二番五まで

小字小屋谷　二三番一から二三番三まで

二四番

小字奥ノ谷　二四番二及び二四番三

二五番一から二五番三まで

二六番一から二六番三まで

二三三番

三一三番一

三一四番及び三一五番

三一五番一

三一五番乙

三一六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く）

京都府宮津市字島陰

小字奥ノ谷　二九八番　十六号

三〇六番一　二十一号及び二十二号

三〇八番　一号、二号及び二十号

三〇八番一　十八号及び十九号

三〇九番　十七号

三一三番　十五号

小字宮ノ西　二八番一　四号

二八番二　三号

小字森ヶ谷　二七番一　九号及び十号

二七番二　十一号

二七番四　七号及び八号

二七番五　五号及び六号

小字ウシガ谷　一四番一　十三号及び十四号

一四番二　十二号

○国土交通省告示第二百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

モチデ谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県鳥取市用瀬町川中

字高畑　一四番二　一号及び六号

三八番　二号

二五番二　四号

一八番二　五号

字高畑上　七〇八番　三号

○国土交通省告示第二百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十四年三月十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

モチデ谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

平成二十二年国土交通省告示第九百十三号で指定したモチデ谷川の土地の区域の内、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県鳥取市用瀬町川中

字高畑　三二番一　一号及び五号

三九番二　二号

三八番　四号

字高畑上　七〇八番　三号

○観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光バス株式会社（登録研修機関第二十七号）から住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月十四日

観光庁長官　溝畑　宏

一　住所の変更

変更前	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番四号
変更後	愛知県名古屋市熱田区神宮三丁目六番三十四号

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番四号
変更後	愛知県名古屋市熱田区神宮三丁目六番三十四号

三　変更の年月日　平成二十四年二月二十日